

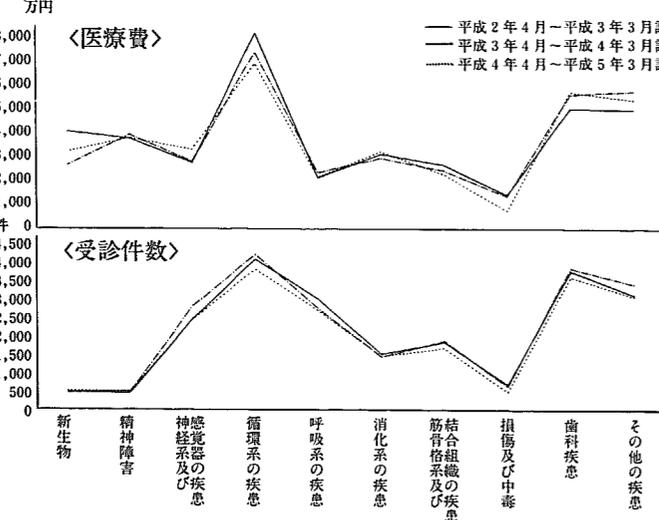


＝平成2年度～平成4年度＝

横越村国民健康保険 病気別受診状況

～県平均上まわる歯科疾患～

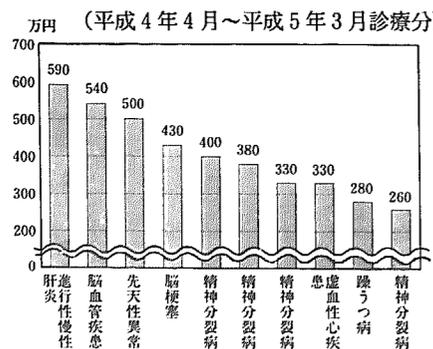
〈グラフ1〉 病気別受診状況



〈表1〉 被保険者数及び受診諸率の状況

年度	年間平均被保険者数	受診件数	医療費	1人当たり受診件数	1人当たり医療費
平成2年度	2,635人	20,741件	3億8,323万円	7.87件	128,396円
平成3年度	2,533	21,143	3億7,412	8.34	147,698
平成4年度	2,401	19,652	3億6,931	8.18	153,815

〈グラフ2〉 高額医療費の現状 (高額順10人)



また、年間一人当たり高額医療費の状況(高額順10人)は、グラフ2のとおりとなっています。不幸にして重病にかかる医療費にばく大なお金がかかることとなりますので、定期的に健康診断を受けるなど早期発見・早期治療に努めましょう。

平成2年～4年度 国保病気別受診状況
横越村国民健康保険では、平成2年度から病気別疾病統計を実施してきています。平成4年度までの三カ年の診療分がグラフ1のとおりとなりましたのでお知らせします。

一人当たり医療費年々増加
本村の年間平均被保険者数及び年間受診件数、医療費等は表1のとおりとなっており、総額での医療費はほぼ横ばいとなっていますが、一人当たり医療費で見ますと年々増加してきています。

病気別では多い歯科疾患
一人当たり医療費年々増加。成人病はもとより「歯科疾患」が多くなっているという結果がでました。平成4年度一人当たり医療費の県平均と比較してみても、全体では県平均より低い数値となっているのに対して、特に歯科疾患については、県平均二〇、三九八円に対して村では二二、九四四円と高い数値となっています。

高額医療費の現状
また、年間一人当たり高額医療費の状況(高額順10人)は、グラフ2のとおりとなっています。不幸にして重病にかかる医療費にばく大なお金がかかることとなりますので、定期的に健康診断を受けるなど早期発見・早期治療に努めましょう。

平成6年度の税率

所得割	6.68%
資産割	33.67%
均等割	16,890円
平等割	25,960円

その年に予測される医療費から、国の補助金、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた部分が保険税となります。第1期及び第2期については

保険税の決め方

日常、健康な私たちでも、いつ、どこで大きな事故や病気にかかるかわかりません。そんなとき、そのための医療費の支払いを心配することがないように、日頃から収入に応じてお金を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてようとするのが国民健康保険の制度です。

▲算出方法

前年度の保険税の概ね六分の一相当額であり、第3期からは、次の4つの計算方法で年税額を計算し、その年税額から第1期及び第2期分の税額を差し引いた額を4期に分けて納税していただきます。なお、平成6年度の税率、均等・平等割額は繰越金等の補てんにより、据置きとなりました。

平成6年度

国民健康保険税の税率は据置きとなりました

のうち、土地と家屋に係る部分の税額(共有分は持分により按分する)に資産割の税率(33・67%)を乗じて算出。
③均等割：加入者1人につき一六、八九〇円
④平等割：一世帯二五、九六〇円
この4つを加えた額が一年間の保険税額となります。なお、税額には最高限度額があり、今年度も50万円です。

▲月割計算について

年度の途中で国保に加入した場合又は加入した月から、喪失した場合又は喪失した月の前月まで月割りした税額を納めることになります。

課税は届出の月によるものではなく、資格の得喪月によりですが、届出はお早めにお願います。

▲保険税の減額について

低所得者救済のため、総所得金額に応じて均等割および平等割が軽減されます。世帯の総所得金額が31万円以下の場合には6割、世帯主を除く被保険者数に23万5千円を乗じて得た金額に31万円を加えた金額以下の場合には4割軽減されます。

6割・4割軽減所得額一覧

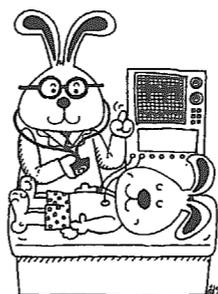
- ※ 6割軽減総所得額 310,000円以下
- ※ 4割軽減総所得額

被保険者数	所得額
2人	545,000円以下
3人	780,000円以下
4人	1,015,000円以下
5人	1,250,000円以下
6人	1,485,000円以下
7人	1,720,000円以下

総合健康診断(一日人間ドック)助成事業

横越村国民健康保険では、国保加入者の健康を守るため、費用3万3千円のうち2万3千円を助成し、総合健康診断「人間ドック」を実施します。対象者、受診日、申込み等の

(定期的に健康診断を受けましょう)



国民健康保険被保険者証が九月一日から「空白」に変わります。

国民健康保険被保険者証が更新されます

新しい保険者証は嘱託員を通じて八月末までに交付しますが、今までの「レモン色」の保険者証は回収しませんので、ご自分で破棄してください。それから、学生用の○の保険者証と施設入所者用の◎の保険者証の届出書と申請書は、必ず役場住民課へ提出してください。